

湖南省学校給食における食中毒  
(主にノロウイルス) 発生 (疑い)  
時の対応マニュアル

平成28年2月

湖南省教育委員会

このマニュアルは、学校給食従事者に食中毒（主にノロウイルス）や感染症の疑いが発生した(情報を得た)場合の湖南省教育委員会及び学校給食センターの対応について、基本的な事項を示したものである。自校方式の石部中学校においても同様の対応とする。

#### 基本事項

1. 受託業者との連携により学校給食に従事する職員の健康異常を感知する。
2. 学校給食センター所長のもと、衛生管理責任者（栄養教諭・学校栄養職員）が主となって、全従事者で対処する。
3. 正確な状況を把握し、的確に判断し、迅速に行動する。
4. 発症者への対応を最優先する。
5. 発症者のプライバシー・人権に最大限配慮する。
6. 二次感染など、発症の拡大防止に努める。
7. 原因究明のために適切な措置を講じる。
8. 学校給食センターから湖南省教育委員会へ報告・連絡・相談し、情報を共有したうえで、役割分担を確認する。
9. 甲賀保健所等関係機関・産業医へ指導・助言を求める。
10. 関係機関との連携を図る。

## 1. 湖南省教育委員会・湖南省学校給食センターの対応

湖南省教育委員会は、学校給食センター所長または衛生管理責任者（栄養教諭・学校栄養職員）（以下「センター所長等」という。）から、学校給食従事者またはその同居人に食中毒（主にノロウイルス）や感染症の疑いが発生した（情報を得た）との報告を受けた場合、速やかに必要な情報の収集と正確な状況把握に努めるとともに、事態の推移を見据えた適切な判断に基づいた確かな措置を講じる。

### （1）発生状況の把握及び記録

学校給食従事者またはその同居人に健康異常（下痢、嘔吐、発熱、腹痛、吐気等の症状）がある場合、センター所長等は、次のア～カに関する状況を教育委員会教育総務課まで報告し、指示を受ける。報告書式は別紙1による。

- ア 健康異常の状況（下痢、嘔吐、腹痛、吐気、体温）
- イ 発症日時及び発症確認日時
- ウ 発症経過
- エ 医師の診断の有無と所見
- オ 学校給食従事者・同居人等の健康異常の有無
- カ 初動対応・該当従事者へ指示した事項

### （2）センター所長等が行う初動対応

センター所長等は、次の①～⑥に関する初動対応を行い、その状況を教育委員会教育総務課まで報告するとともに、センター施設内の衛生管理対策などの指示を受ける。報告様式は別紙様式1による。

- ① 健康異常の報告のあった従事者を自宅待機させるとともに、従事者本人に健康異常がある場合は医療機関に受診の上で治療に専念するよう指示する。従事者本人の受診の際には、食品取扱従事者であることを申告させて診断内容を詳しく聞きとらせるとともに、その指示を励行させ、必要に応じて医師の診断書を提出させる。
- ② 従事者本人に健康異常がある場合、ノロウイルスによる感染性疾患の有無を確認するため、当該者に対して速やかにノロウイルス抗原検査を行うよう指示する。
- ③ 食中毒（疑い）発生情報について、衛生管理責任者及び調理員等従事者との情報共有を図る。
- ④ センター施設内の衛生管理措置状況（特に次亜塩素酸ナトリウム消毒の実施状況）を確認するとともに、トイレ等共有箇所の消毒を再徹底させる。
- ⑤ 健康異常があった者のその後の症状や医師の診断状況などについて適宜報告を受け、引き続き健康異常の状況把握に努める。
- ⑥ 健康異常があった経過や同居人の感染状況などから、食中毒または感染症が強く懸念される場合は、その旨を教育総務課へ報告し、指示を仰ぐ。

### （3）関係機関への報告・連絡・相談と給食自粛（中止）等の協議

湖南省教育委員会は、センター所長等からの報告を受けた後、関係機関への報告、

連絡、相談等のほか下記による適切な指示等を行うとともに、給食自粛（中止）等について協議・判断する。関係各課による情報共有に努め、センター受配校など関係機関へ速やかに連絡がとれるようあらかじめ初動体制を整える。

①ノロウイルス抗原検査で結果が複数人「陽性」の場合（不顕性感染者〈症状が現れない感染者〉を含む）、湖南省教育委員会は、定期検査又は定期外検査を問わず、甲賀保健所へ発生状況を報告して相談・協議し、指導・助言をうける。

②ノロウイルス抗原検査で結果が複数人「陽性」の場合（不顕性感染者〈症状が現れない感染者〉を含む）、教育委員会は、次に掲げる全ての条件が満たされないときは給食の自粛（中止）（主食と牛乳などによる簡易な給食実施を含む。以下同じ。）を協議・判断する。自粛（中止）の期間は、陽性該当者の人数、給食実施予定日などを考慮し、甲賀保健所などからの専門的な指導・助言を受けた上で、総合的に勘案して決定する。

<給食の継続・再開の条件>

ア センター内の陽性該当者以外の者のノロウイルス抗原検査が陰性であるとともに、同者の同居人にも下痢、嘔吐、腹痛、発熱等の健康異常がみられないこと。

イ センター施設内の機械・機器・設備等の次亜塩素酸ナトリウム消毒の実施が確認できること。

ウ 従事者のセンター施設内における手洗い励行が検証できること。

エ 陽性該当者に代わる者（陰性の者）の確保または減員での業務実施体制が整えられること。

オ 検体検査の結果が「陰性」であっても保菌している可能性があり、給食再開後も引き続き細心の注意を払い、調理場内での衛生管理の徹底を図れること。

③給食の自粛（中止）措置について特に重要と考えられる場合は、滋賀県スポーツ健康課、湖南省健康政策課へ報告、相談し、指導・助言を受けるとともに対応を協議する。

#### （４）受配校、周辺施設等からの情報収集

湖南省教育委員会及びセンター所長等は、二次的な感染拡大を防ぐため、陽性該当者が判明した経過などから、他の学校給食従事者や学校給食受配校の児童生徒に、同様の感染（疑い）症状が出ていないかなど、周辺施設等からの情報収集に努める。

## 2. 学校給食受配校等への対応

湖南省教育委員会における給食自粛（中止）などの協議・判断の後、学校給食受配校等に対し、下記の対応を行う。

### （１）給食自粛（中止）とした場合

①給食自粛（中止）とした経過や対応状況並びに今後の見通しなどについて、湖南省教育委員会から受配校へ直ちに一報の後、文書連絡を行う。

②これと併せて、上記①の内容について、湖南省教育委員会から受配校の保護者に

対して、学校を通じて文書連絡する。

③湖南省教育委員会は、給食自粛（中止）に伴う措置（主食と牛乳などによる簡易な給食実施など。）について、調理委託業者、パン・麺・牛乳納品業者、その他給食食材納品業者など関係業者へ直ちに連絡し、必要な協力を要請する。

④給食自粛（中止）等に関わる相談・苦情等の窓口を湖南省教育委員会内に設置する。

#### （2）給食自粛（中止）の後に再開する場合

湖南省教育委員会は、上記の1（3）②に掲げる継続・再開の条件について確認のうえ、受配校及び保護者に対して、給食再開の文書連絡を行う。このとき、学校給食センターの衛生管理対策の徹底などを明らかにして、児童生徒や保護者に動揺や不安感を与えないよう配慮する。

#### （3）給食を継続する場合

湖南省教育委員会からセンターの受配校に対しては献立内容や調理方法を変更した時のみ連絡を行う。その他は特に連絡等は行わないものの、児童生徒や保護者に対して動揺や不安感を与えないよう十分配慮する。

### 3. 感染拡大の防止

#### （1）学校給食従事者への周知徹底

湖南省教育委員会は、センター所長を通じ、学校給食従事者に対して食中毒（疑い）発生の情報共有を図るとともに、感染症等の発生状況、感染予防、衛生管理の正しい知識の周知徹底を図るほか、改めて食中毒（疑い）発生時の関係機関等の機器管理体制を確認する。

#### （2）医療機関等の関係機関との連携

食中毒又は感染症が強く懸念される場合、湖南省教育委員会は、感染拡大を防止するため、その経過や対応状況を医療機関、湖南省健康政策課、湖南省危機管理・防災課等関係機関へ報告して情報の共有に努め、必要な協力を仰ぐ。

#### （3）市民等への周知徹底

食中毒又は感染症が強く懸念される場合、湖南省教育委員会は、該当の地域や関係施設など広く一般市民への感染拡大を防止するため、市公式ホームページ、広報媒体等を活用して、手洗い、排泄物・嘔吐物の適切な処理など衛生管理の徹底に関する情報の周知に最大限努める。

### 4. センター施設内の衛生管理と学校給食従事者の健康管理

学校給食従事者に食中毒や感染症の疑いが発生した（情報を得た）場合、健康異常等該当者から直接・間接を問わずウイルス等を取り込んで保有している者が他に従事している可能性があるため、センター所長等は、センター施設内の衛生管理と学校給食従事者の健康管理に万全を期するよう努める。

#### （1）食中毒（疑い）発生情報について、衛生管理責任者及び調理員等従事者との情報

共有を図る。このとき健康異常者等該当者に対する影響や給食提供に関する風評的な被害を発生させないようにプライバシーの保護と情報管理に十分留意する。

- (2) センター施設内における手洗いや消毒の徹底など衛生管理に細心注意をはらって業務に当たらせる。
  - ① 「学校給食調理場における手洗いマニュアル（平成 20 年 3 月文部科学省）」に基づく衛生的な手洗いをしっかり励行させる。
  - ② 「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I（平成 21 年 3 月文部科学省）」及び「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II（平成 22 年 3 月文部科学省）」に基づき、センター施設内の機械・機器・設備等ほかトイレ等共有箇所について、次亜塩素酸ナトリウムなどによる消毒を徹底させる。
  - ③ ウイルス等の付着や浮遊による二次感染の可能性を踏まえ、経口感染の防止について細心の注意をはらわせる。
- (3) センター施設内の従事者全員（同居人を含む。）の個人別健康観察記録表による記録と事後観察を徹底し、日々の健康管理に十分留意させる。
- (4) 自宅待機該当者の職場復帰に当たっては、センター所長等は、次の事項を確認し、事前に教育総務課へ報告の上で職場復帰させる。報告様式は別紙様式 2 による。
  - ア 発症日時また発症確認日時
  - イ 自宅待機期間
  - ウ ノロウイルス抗原検査実施状況
  - エ 職場復帰日
  - オ 健康観察（同居人を含む）及び他の従事者の健康観察状態
  - カ 職場復帰に当たって自宅待機該当者へ指示した事項
- (5) 健康異常があった調理従事者等の職場復帰の条件としては、本人（及び同居人）の快復を待って、本人のみのノロウイルス抗原検査が陰性であることを条件に職場復帰させる。上記の検体提出日から起算して 7 日目以降。同居人発症の場合は 3 日目以降までは、下処理業務のみにあたること。また調理後の食材等の接触は禁ずる。各受配校の配膳員は、調理従事者と同様に本人のみのノロウイルス抗原検査が陰性であることを条件に職場復帰をさせるが、検体提出日から起算して 7 日目以降。同居人発症の場合は 3 日目以降までは、給食業務以外の業務に就くこと。
- (6) 自宅待機該当者の職場復帰に当たり、センター所長等は、健康相談やメンタルケア等を積極的に行うよう努める。（当該者が所属する団体等へ申しでることを含む。）

##### **5. 健康異常等がある場合の当該者の責務**

- (1) 食中毒や感染症の疑いが生じた場合（同居人の場合を含む。）は、直ちにセンター所長等に申し出て、その指示に従う。
- (2) 医療機関の受診をする際（同居人の場合を含む。）は、食品取り扱い従事者であることを申告し、診断内容を詳しく聞き取ってその指示を励行する。

- (3) センター所長等から自宅待機等の指示を受けた場合は、症状が快復したとしても、みだりに外出等を行わず、食中毒や感染症の感染経路を断つことを基本にして、従事している学校給食センターなど学校給食に関わる機関等との距離を置き、感染拡大の防止に最大限努めるものとする。

なお、同居人の健康異常による自宅待機の際、同居人の快復後に自らのノロウイルス抗原検査を実施し陰性となった場合、自宅待機該当者は、センター所長等に申し出て、自宅待機期間中に従事している学校給食センターなどの学校給食に関わる機関等を除いた場所を会場とする研修・会議等に出席できるものとする。

- (4) 健康異常等該当者の自宅待機に関わる休暇については、該当者の所属長へ申し出るなどにより、その手続きを行うものとする。

## 6. ノロウイルス抗原検査の実施方法

湖南省教育委員会がセンター所長等を通じ学校給食従事者に対してノロウイルス抗原検査を指示するとき、定期検査、定期外検査のほか、陽性該当者のノロウイルス除去を確認するための検査については、様々な方法があることを踏まえ、流行、効果、経費などを勘案して適切に実施・指示する。

- (1) 湖南省教育委員会は、当該年の食中毒等の発症状況や甲賀保健所などの専門機関の意見を踏まえた上で、必要に応じ10月から3月にはノロウイルス抗原検査の定期検査を実施する。
- (2) 学校給食従事者（同居人を含む。）に健康異常（下痢、嘔吐、腹痛、発熱等の症状）がある場合、また速やかに陽性該当者以外の者のノロウイルス抗原検査を行う場合の定期外検査、定期検査ともにRT-PCR法または同等レベルの方法、同等レベル以上の方法による検査とする。
- (3) 湖南省教育委員会は、ノロウイルスが完全に除去されたことを確認の上、センター所長等を通じて陽性該当者を職場復帰（結果判明後）させる。なお陰性結果であっても検体提出日以降に陽性該当者・同居人等に健康異常がないか再確認の上で職場復帰させる。

## 7. 情報の提供・周知

給食自粛（中止）とした場合、湖南省教育委員会は、速やかに報道機関への発表または資料提供を行うとともに、本市公式ホームページ等の広報媒体を活用して、市民への情報提供に努める。

## 8. その他

- (1) 給食自粛（中止）や再開などの協議・判断に当たり、湖南省教育委員会は、甲賀保健所への相談・協議、指導助言のほか、必要に応じて滋賀県スポーツ健康課、甲賀医師会などの意見を踏まえる。
- (2) 健康異常等該当者のノロウイルス抗原検査が陽性となった場合のセンター施設内の衛生管理対策の状況確認に当たっては、湖南省教育委員会は、情報把握と衛生管

理対策等の正確を期するものとする。

(3) 甲賀保健所などの立ち入り調査などが行われる場合は、湖南市教育委員会及びセンター所長等は、その調査が円滑に行われるよう協力体制を整える。



様式 1

食中毒・感染症（疑い）発生連絡票				
連絡先	<input type="checkbox"/> 湖南省教育総務課		報告者	所属 役職 TEL/FAX
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
連絡日時	平成                      年                      月                      日                      曜日 午前・午後                      時                      分			
自宅待機該当者	所属		氏名	
区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人                      (                      )			
ア 健康異常状況	<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 嘔吐	<input type="checkbox"/> 腹痛	
	<input type="checkbox"/> 吐気	<input type="checkbox"/> 症状無し	体温 (                      °C)	
イ 発症日時または 発症確認日時	平成                      年                      月                      日                      曜日 午前・午後                      時                      分			
ウ 発症経過				
エ 医師の診断の有無 と所見				
オ 他の学校給食従事 者・同居人等の健康 異常の有無				
カ 初動対応 該当従事者へ指示し た事項				

様式 2

学校給食従事者 職場復帰連絡票				
連絡先	<input type="checkbox"/> 湖南省教育総務課		報告者	所属 役職 TEL/FAX
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
連絡日時	平成                      年                      月                      日                      曜日 午前・午後                      時                      分			
自宅待機該当者	所属		氏名	
区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居人 (                      )			
ア 発症日時または 発症確認日時	平成                      年                      月                      日                      曜日 午前・午後                      時                      分			
イ 自宅待機の期間	平成                      年                      月                      日 から 平成                      年                      月                      日 まで                      日間			
ウ ノロウイルス 抗原検査実施状況	検体提出日	平成                      年                      月                      日 (                      )		
	結果(陰性)判明日	平成                      年                      月                      日 (                      )		
エ 職場復帰日	平成                      年                      月                      日 (                      )			
オ 健康観察(同居人を 含む。)及び他の従事者 の健康観察状態				
カ 職場復帰に当たっ て該当従事者へ指 示した事項				